

## 川内村結婚新生活支援事業について

川内村では、新婚夫婦に対する新生活支援を行うため、「川内村結婚新生活支援金」を交付します。

申請期限は、令和6年3月31日ですので、該当される場合はお早めにお問い合わせください。

### <対象となる方>

対象となるのは、次の要件をすべて満たす方です。

- ・ 令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・ 所得を合算した金額が500万未満である世帯  
(貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満)
- ・ 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下の世帯
- ・ 対象となる住居が川内村内にあり、当該住居に世帯全員の住民登録がされている世帯
- ・ 過去「川内村結婚新生活支援金」の制度に基づく補助を受けたことがない世帯
- ・ 他の公的制度による住居費及び引越し費用等の補助を受けていない世帯
- ・ 川内村の村税の滞納がないこと

### <対象となる経費>

対象となる経費は、次のとおりです。ただし、他の公的制度による補助金等を受けているものは対象外です。

#### 【住居費】

婚姻を機に新たに物件を購入、又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料

ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除く。

#### 【引越費用】

婚姻を機に新たな住宅へ移転するために要した費用で、引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費

## <支援金の額>

住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

## <申請に必要な書類>

申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ・婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・所得証明書、納税証明書
- ・対象となる経費の支払いが確認できる書類（契約書、領収書等）
- ・その他必要となる書類

## <申請期限>

令和6年3月31日